

介護労働実態調査中間結果報告

I 調査の概要

- 1 この調査は、厚生労働省の委託を受けて、(財)介護労働安定センターが、介護労働分野の事業主に対して、介護労働者の雇用状況、賃金、就労時間、雇用管理上の実態等を把握するため実施したものである。
- 2 この調査は5人以上の常用労働者を雇用する介護分野事業所3,080社に対して実施し、1,347社から回答を得た(回収率43.7%)。回答事業所の法人格は「社会福祉法人」(48.2%)が最も多く、全体の約半分を占めている。次いで「民間企業」(26.4%)、「医療法人」(15.6%)となっている。なお、NPO(2.2%)、生協・農協(2.7%)等も含まれている。
- 3 この調査で対象となった労働者は、上記の回答事業所に所属して介護関係業務に従事する労働者39,261人である。
- 4 調査期間は、平成12年11月1日から11月30日であり、調査対象は、無作為の抽出で郵送にてアンケート方式により実施した。
- 5 介護分野の労働者に対しても、調査を実施中であるが、その結果については9月を目途にとりまとめ、公表する予定である。
- 6 調査実施機関 (財)介護労働安定センター
連絡先 電話番号 03-3292-1693

II 調査結果の概要

【ポイント】

1. 就労日数・労働時間

(1) 月間所定就労日数

全体の平均は20日、支払形態別での時間給制は16日と格差があり、雇用形態別では、短時間労働者17日、非常勤労働者13日、登録ヘルパーは15日である。

(2) 1日の所定労働時間数

全体の平均は7.1時間、賃金支払形態別での時間給制は5.2時間と短く、雇用形態別では、登録ヘルパーは3.9時間となっている。

(3) 月間稼働時間数（推計）では正社員164時間、非正社員のうち常勤労働者は150時間であるが、短時間労働者97時間、非常勤労働者68時間、登録ヘルパーは59時間と少ない。

(いずれも図表4参照)

2. 賃金（所定）

(1) 支払形態別では月給制で224,726円、日給制8,183円、時間給制は1,203円である。

(2) 雇用形態別では正社員226,677円、非正社員の時間給で常勤労働者1,021円、短時間労働者1,022円、非常勤労働者1,329円、登録ヘルパーは1,353円。

(3) 月収換算額では短時間労働者、非常勤労働者、登録ヘルパーは稼働時間が少ないため、それぞれ89,920円、86,298円、66,934円となっている。

(4) 資格（職種）別ではホームヘルパー2級は130,736円、ケアマネージャー276,057円。

(いずれも図表7,8参照)

(5) 移動時間を労働時間として賃金を支払っている事業所は18.5%である。(22P参照)

3. 従業員の過不足状況

「ケアマネージャー」34.4%、「ホームヘルパー」25.6%が不足としている。1年後も不足状況が続くと見込んでいる事業所が多い。(図表15,16参照)

1 就労日数・労働時間

(1) 就労日数

- ・ 1ヶ月あたりの平均就労日数は全体で20日であり、賃金支払形態別にみると月給制は21日、日給制は18日、時間給制は16日となっている。
- ・ 雇用形態別では、正社員は21日、非正社員の常勤労働者は20日、短時間労働者は17日、非常勤労働者は13日となっている。また、登録ヘルパーは実績で15日となっている。

(2) 1日の所定労働時間数

- ・ 1日の所定労働時間は全体で7.1時間、賃金支払形態別では月給制7.8時間、日給制7.4時間であるが、時間給制では5.2時間と短くなっている。
- ・ 雇用形態別では、正社員は7.8時間、短時間労働者と非常勤労働者は大部分が時間給制であり5.7時間、5.2時間となっているが、所定労働時間が定められていない登録ヘルパーは実績で1日3.9時間である。

(3) 月間稼働時間数

- ・ 月間所定就労日数と1日の所定労働時間数を乗じて月間の稼働時間数を雇用形態別に推計すると、正社員が164時間、非正社員のうち常勤労働者が150時間であるが、短時間労働者97時間、非常勤労働者68時間、登録ヘルパーは59時間（実績）と少なくなっている。

（いずれも図表4参照）

2 賃金

- (1) 賃金支払形態別の所定賃金額は、月給制が224,726円、日給制で8,183円、時間給制で1,203円となっている。
- (2) 雇用形態別所定賃金額は、正社員はほとんど月給制であり227,966円であるが、非正社員は、時間給制の労働者が多いので時間給についてみると常勤労働者1,021円、短時間労働者は1,022円、非常勤労働者は1,329円、登録ヘルパーは1,353円となっている。
（ただし、非常勤医師が含まれている）
- (3) 月収換算額では非正社員は全体の平均月収額は118,466円となっており、常勤労働者は151,852円である一方、短時間労働者、非常勤労働者は稼働時間数が少ないことからそれぞれ89,920円、86,298円となっている。なお、登録ヘルパーの月収実績は66,934円である。
- (4) 資格別所定賃金額では月収換算の平均所定賃金額（全体）では、1級ホームヘルパーは190,018円、2級ホームヘルパーは130,736円、3級ホームヘルパーは116,434円となっている。また、ケアマネージャーは276,057円となっている。（図表7,8参照）
- (5) ホームヘルパーの行う業務で身体介護、複合型、家事援助ごとに、賃金額を設定していると回答した事業所は、時間給に対して設定を行っているものが多く、訪問介護サービスを提供している事業所の約半数の4

9. 8%となっている。この設定での平均賃金額（時間給）は身体介護1,456.8円、折衷型1,251.2円、家事援助型1,056.3円となっている。（図表9参照）

(6) 在宅介護サービスにおける移動時間の取扱いについては、移動時間は労働時間として賃金を支払っている事業所は18.5%、移動時間は労働時間としないと答えた事業所は25.2%となっている。

また、労働時間としないが何らかの対策を講じている事業所は56.3%であり、その内容は「交通費の実費あるいは一部の支援」、「時間給を高く設定」、「移動時距離1キロメートル単位での手当の支給」等がある。（図表20、21参照）

3 社会保険の加入状況

非正社員のホームヘルパーの社会保険の加入状況をみると、常勤労働者については各保険とも9割以上あるが、短時間労働者や非常勤労働者については労災保険を除き、各保険の加入比率はそれほど高くない。（図表10参照）

4 従業員の採用状況

(1) 採用活動の際、利用した機関、媒体としては「公共職業安定所76.0%」、「雑誌・新聞40.2%」となっている。（図表12参照）

・従業員の採用及び定着状況では「従業員を採用しているし、定着もよい」事業所は正社員の場合72.5%、非正社員の場合、約57.6%を占める。一方「採用しているが定着が悪い」、「採用できず困っている」事業所はそれぞれ正社員で7.2%、2.2%、非正社員ではそれぞれ12.8%、3.6%である。（図表13参照）

・従業員の過不足状況

職務別に従業員の過不足状況では不足しているとする事業主は「ケアマネジャー」で34.4%次いで「ホームヘルパー」で25.6%（民間企業では45.2%、NPOでは55.2%）であった。

また、今後（1年後の見込）の過不足状況については現在と大差はない。（図表15、16参照）

5 従業員に対する研修

・従業員に対する社内・社外研修の実施、参加など「社内研修を実施しており、社外研修にも参加させている」事業所は75.6%、いずれか一方を実施しているが20.3%となっているが、「社内・社外研修いずれも実施していない」事業所が2.7%となっている。（図表14参照）

・研修の実施や参加を行っていない理由としては「時間的余裕がない」が圧倒的に多く（72.2%）で、次いで「費用が高額である」が25.0%、「参加させたいものがない」13.9%等となっている。（図表14-2参照）